

「二道溝事件」 ——間島「雑居地」朝鮮人の裁判を中心に——

白 榮 勉

はじめに

- I. 事件経過
 - II. 中日交渉
 - III. 中国側の裁判
- おわりに

キーワード：間島「雑居地」、衝突事件、裁判

はじめに

1909年9月、清国と日本は「間島に関する日清協約」（以下「間島協約」と略称）を締結した。そこには、間島の龍井村、局子街、頭道溝、百草溝の四ヶ所のそれぞれに日本の領事館および分館を設置することが認められている（第2条）。また、区域を画し、それを「雑居地」または「墾地」（本文では「雑居地」と統一する）と称して、雑居地に居住する朝鮮人（本文では「雑居地朝鮮人」と略称）は清国の法権に服従し、清国官憲は朝鮮人に関する民事刑事の一切

の訴訟事件につき、清国の法律を按照して、公平に裁判すべきである。そして清国の裁判所において、日本の領事館員は、自由に法廷に立会うことができる（「立会権」）。また、間島地方官憲は、人命に関する「重案」を日本領事館に通知し、領事は、若し清国の裁判が法律に按せず、公正なる判決をくだしていないと判断されるとき、館員を派遣し、事件の覆審を要求することができる（「覆審権」）と規定されている（第4条）。

「雑居地」の境界について、清日両国はそれぞれに地図を附し、その区域範囲を明示している。それによると、図門江を清韓両国の国境線とし、東は嘎呀河を起点にし、北は老爺嶺まで、西は老爺嶺に沿って定界碑にいたるところを指している。⁽¹⁾ 1911年時点での龍井村、頭道溝両商埠地内に居中する朝鮮人の統計数字をみると、朝鮮人が最も集中していたと言われる龍井村商埠地内に、約1093人（日本人201人）⁽²⁾ が居住しており、頭道溝商埠地内の居住者は約38人（日本人35人）であった。⁽³⁾ この統計数字を、

- (1) 「大正2年10月24日附在間島埠總領事代理發信牧野外務大臣宛請訓 間島協約ニ附在シ支那政府が觀察使ニ与ヘタル訓令ニ関スル件」『外務省警察史』<第19巻4 間島ノ部不二出版 1998年>第46頁。以下、『外務省警察史（第19巻）』と略称。
- (2) 明治45年5月16日在間島總領事代理副領事速水一孔ヨリ外務大臣子爵内田康哉宛「龍井村一般進達ノ件」

（外交史料館所蔵）

- (3) 明治44年4月8日在頭道溝副領事代理通訳生清野長太郎ヨリ外務大臣伯爵小村寿太郎宛「商埠局ノ作成ニ係ル『商埠地一覽表』送付ノ件」『間島開放一件（商埠地内日鮮人所有地保留方ニ関スル件、間島龍井村救済会会則）』（外交史料館所蔵3-1-1-53）

同年、間島朝鮮人の総人数を127,500人⁽⁴⁾に推定する数字と対比すれば、朝鮮人の多数が雑居地に集中して居住していたことが立証される。⁽⁵⁾

総領事館および分館の管轄区域と権限に関し、清日両国の主張は異なるものであった。清国は、各領事館および分館を「商埠地」⁽⁶⁾内に設置し、朝鮮人日本人の商業および貿易活動などを管理すると主張した。そして領事館には司法警察として1、2名の警察官を駐在させ、もっぱら居留民の「召喚訊問」権のみを有し、警察権は「商埠地」外、すなわち雑居地には及ばないと主張した。⁽⁷⁾

しかし、日本は総領事館および分館（出張所）を設置するとともに、1909年11月から1910年4月にかけて、龍井村総領事館、局子街総領事館

(4)李盛煥『近代東アジアの政治力学－間島をめぐる日中朝関係の史的展開－』＜錦正社 1991年>397頁

(5)申奎燮は、1914年の間島居住朝鮮人の総人数は178,000人であり、そのうち、龍井村商埠地に2,184人（日本人225人）、局子街商埠地に46人（日本人136人）、頭道溝商埠地に429人（日本人59人）、百草溝商埠地に124人（日本人9人）と統計している。「日本の間島政策と朝鮮人社会—一九二〇年代までの懐柔政策を中心として」（『朝鮮史研究会論文集（31）』＜朝鮮史研究会1993.10>）

(6)「商埠地」の基本定義に関して、日台礎一の「日中関係史に対するプロソボグラフィー的試論－在間島・日本領事館文書と伊地知書記生－」が詳しい。『総合科学の諸問題』＜大阪経済法科大学出版部1987年>32-34頁

(7)大正2年10月24日附在間島埠總領事代理發信牧野外務大臣宛請訓「間島協約ニ附在シ支那政府ガ觀察使ニ与ヘタル訓令ニ關スル件」『外務省警察史（第19卷）』第46頁。「間島問題及満洲五案件ニ關スル日清交渉顛末』『日本外務省特殊調査文書（45巻）』＜高麗書林1989年> 555頁

(8)「支那ニ於ケル帝国領事官警察 第三在支那領事館最初ニ于ケル警察官配置」（警察史編纂委員輯録）『外務省警察史（第5巻）－2 警察関係条約及諸法規類』＜不二出版1996年> 216頁

(9)『領事官執務参考書(1)』＜外務省通商局 明治43年3月>67頁。1915年7月、また奉天省の撫松県、安

分館、頭道溝総領事館分館、百草溝出張所、琿春出張所の五ヶ所に、総計61人の警察官を駐在させた。⁽⁸⁾ さらに、間島領事館の管轄区域を延吉府、和龍県、琿春庁、汪清県の三県一庁に設定し、この全域にわたって領事館の管轄権が及ぶものと解釈していた。⁽⁹⁾

こういったことは、1910年日本が韓国を併合するや、間島に居住するすべての朝鮮人も「日本帝国臣民」として、日本の法権に従うべきであると解釈されるようになった。そのため、間島において、朝鮮人の裁判管轄権をめぐる清日の対立は一層激化し、「辺圭錫逮捕事件」⁽¹⁰⁾のような中日間の紛糾は後を絶たなくなるのであつた。

では、これに対する雑居地朝鮮人の対応はどうだったのか。

団県を加え、管轄区域を一層拡大した。「外務省令第1号（大正4年7月20日）」『外務省警察史（第4卷）－2 警察関係条約及諸法規説（満洲支那）等』＜不二出版、1996年>158頁

(10)1913年8月、朝鮮人辺圭錫など数名は、京城で吉林官呂を偽造し、行使中、辺圭錫一人を除いて、朝鮮警察に逮捕され、京城地方法院で裁判を受けることになった。事件発生後、間島局子街領事館分館は、辺圭錫が局子街雑居地内の双吉泰という場所に潜伏していることを探知し、彼を逮捕して朝鮮の京城地方法院に送致した。これに対し、間島地方政府は、「当查辺武（辺圭錫一筆者）、曾在小營子購地18垧、已備墾民之資格。況双吉泰応開設在商埠以外。該辺武即係雜居区内韓人。在本国犯有何等罪状本不應擅自逮捕。」と抗議した。要するに、辺圭錫は雑居地内に土地及び住所を有しており、しかも逮捕地点は、雑居地内であるから、「間島協約」の規定の通り、雑居地朝鮮人の辺圭錫の逮捕・裁判は中国側に属すべきである、と犯人の引渡しを要求。しかし、局子街領事分館は、「我ニ於テハ飽迄モ会寧住民ノ逃亡者トシテ処置シ差支無」と反論し、中国側の要求を拒否した。①大正2年8月12日総領事代理領事堺與三吉電報外務大臣男爵牧野伸顕殿「局子街商埠地区域ト法権ノ争議ニ關シ請訓ノ件」外務省記録『間島開放一件』外務省史料館所蔵3-1-1-53 ②延辺州档案館史料『函日総領事為將局子街分館巡捕墾民辺武請照約由（民国2年7月）』中国・延辺州档案館所蔵6-1-142

1912年12月5日、岩永覚重局子街領事館分館主任は、内田外務大臣あての報告の中で、最近の雑居地朝鮮人の動向について、次のように陳述している。

間島協約成立以来、墾地居住鮮人ハ、支那政府ノ司法及行政ニ服スルト其他種タノ原因ニ依リ、在間島各領事館ト鮮人トノ関係ハ、年月ノ推移ト共ニ、漸次相疎スルノ傾向アリ、折々戸口調査ノ為メ墾地ニ出張スル領事館員ニ対シテモ、彼等ハ概シテ厚意ヲ表セサルカ、或ハ調査ヲ拒絶スル等、自然我ニ離背スルノ形勢相見候。⁽¹¹⁾

このような、雑居地朝鮮人の「離背」傾向をもっとも示したのが、「雑居区域墾民会」の成立であった。1913年2月、金躍淵を中心に雑居地朝鮮人19人は、東南路觀察使陶彬あてに、「雑居区域墾民会」の結成に関する『請願書』と成立草案を提出した。

この『請願書』では、墾民会成立の目的は、「(前略) 務使民衆聯絡感情、服從民国之法律、依頼政府之保護、得盡義務。」であると主張している。また成立草案には、墾民会の会員資格として、雑居地に土地を所有する者、そして雑居地にすでに三年以上居住するものに限定している。墾民会の会長は、間島「地方長官、考察平時学行兼採、会衆輿論而指任」によって選任する。組織としては、総会を東南路觀察使署所在地の局子街に設置して、その下に延吉県、和龍県、汪清県にそれぞれ分会を設けると規定している。墾民会は觀察使および地方官憲に「建白権」を有し、地方官憲の命令を実行するとともに、調査および報告を行なうと定めている。

(11)大正元年12月5日在局子街領事館分館主任外務書記
生岩永覚重ヨリ外務大臣子爵内田康哉宛報告（公信第
123号）「墾地居住鮮人ニ対スル土地購買手続外一件ニ
關スル諭告頒布ノ件」『支那ニ於ケル朝鮮人ノ土地及

これに対し、地方官憲は隨時に官吏を墾民会に派遣し、「實有非法言行、按其情實、令停会或解散」といった権能を有しており、墾民会は年度の経費予算および使途を觀察使に報告するなど、と規定している。

雑居地朝鮮人の墾民会成立の請願に対し、觀察使署は、

(略) 日領館又常使趨附党人、従中煽誘、毎畱民刑案件、従不得直、常復奔訟日領事。日領事復行詰詢、転伝問答、每至累日積時、殊多阻碍。(略)

といった状況のゆえに、外郭団体として墾民会を地方政府のもとに隸属させる必要があると認識した。それで同年5月、金躍淵を初代会長として「雑居区域墾民会」が正式に成立した。⁽¹²⁾このことは、当時の雑居地朝鮮人の政治的傾向を反映しており、また觀察使署にとっては、これを日本の管轄権拡大に対する一つ対抗策として捉えたに違いない。

このような背景のもとで、さらに同年9月、延吉県境内の二道溝（雑居地）では、朝鮮人と領事館警察官との衝突事件が発生した。

拙稿では、この事件を「二道溝事件」と名づけて、事件の発生、中日の交渉、裁判などの歴史的過程をたどって、事件の全体像を明らかにするとともに、とりわけ中日の交渉、裁判過程に重点を置き、間島朝鮮人の裁判管轄権をめぐる中日の政策の一侧面を検討してみたい。

なお、「二道溝事件」に関する主要史料として、日本側の史料は『外務省警察史』（19卷4間島ノ部）＜不二出版 1998年＞を使用し、中国側の史料は、延辺州档案館史料『延吉墾民

家屋売買関係雑件』外交史料館所蔵3-12-1-173

(12)延辺州档案館史料『墾民金躍淵等請願組織墾民会草案由（中華民国2年2月26日）』延辺州档案館所蔵6-1-25

会頭道溝日領分館巡警殴打墾民李綱国由（民国2年9月）』<延辺州档案館所蔵 6-2-49>を利用する。

I. 事件経過

「二道溝事件」経過に関する詳細な記録としては、日本側に、山崎誠一郎頭道溝領事館分館主任が、堺與三吉間島總領事代理あてに提出した「小路巡查ヨリ聴取リタル事件顛末」という題目の報告書がある。⁽¹³⁾ 中国側には、間島頭道溝商埠局長の高立垣が、現場調査に基づいて作成した「調査報告書」が延辺州档案館史料に収録されている。⁽¹⁴⁾ しかし、両報告書はいずれも日中が各自に作成したものであって、本章では、これらをそれぞれに『山崎報告書』、『高立垣調査報告書』と名づけて、個別にみることにする。

（一）『山崎報告書』による事件経過

1913年9月、頭道溝領事館分館は、朝鮮人の生活状況を調査するため、小路半三郎巡查と、当館の雇用朝鮮人崔応南（通訳）を頭道溝附近の村落に派遣した。二人は、7日分館を出発し、10日予定の任務を終えて、当日午後、頭道溝商埠地から約30里離れた二道溝（「耶蘇教村」）⁽¹⁵⁾にたどり着いた。

そこで、二人は路傍に朝鮮人李綱国、李彦太、崔洪九の三人を発見し、小路は崔応南に村名、

(13)大正2年9月13日附在頭道溝山崎分館主任発信在間島總領事代理宛報告「小路巡查等鮮人ヨリ殴打セラレタル件」、前掲『外務省警察史（19卷）』125-128頁。

(14)延辺州档案館史料『延吉墾民会頭道溝日領分館巡警殴打墾民李綱国由（民国2年9月）』延辺州档案館所蔵 6-2-49。当報告には明確した題名がない。そのため、このタイトルは筆者が付けたものである。

(15)二道溝は、龍井村から約30里離れた雜居地域内に位置しており、村に約40戸の朝鮮人が居住していた。昨

学校および生徒数などを調査するように命じた。しかし、崔応南の質問に対し、李綱国は「不知」と答え、「初メヨリ鮮人ハ語氣荒ク喧嘩腰ノ句調ナリ」であったから、崔は「今少シ穏カニ話吳レヨト宥メ」たが、李はそれを聞かず「生意気ナリトテ崔ノ顔面部ヲ平手ニテシテ二、三回殴リタル」のであった。

その時、小路は現場より約10間離れた地点に立っていた。かれは李綱国が殴られるのを見て、制止しようと前に二、三歩進んだところ、李彦太、崔洪九二人が駆けつけ、小路の頬を殴ろうとした。襲撃を受けた小路は、後方に退こうとした途端に、押されて躊躇、仰向けに倒れてしまった。そのとき現場には、すでにいつの間にか、大勢の村民が押し寄せていて、草取り用の薄鋤などで、倒れている小路の顔などを殴りつけた。

崔応南は衆人が小路を囲んでいる隙に脱出して、小路に拳銃を出せと叫んだ。それを聞いて、小路が拳銃を取り出そうとしたところ、大勢の朝鮮人たちは絶叫し、小刀で拳銃の紐を切り取って、拳銃を奪ったのである。そのとき、小路の周囲に朝鮮人14、15人が棍棒、手拳、土足で小路を殴打していた。その後、二人は隙をみてやっと衆人の包囲から脱出し、現場から約三町ほどまで逃げたが、結局相手の人数が多いうえに小路が負傷していたため、捕えられてしまった。

衆人は二人を囲んで訊問をはじめた。まず、氏名を聞かれ、小路は名刺をわたした。しかし、

年、頭道溝分館が調査を行なった際、村の朝鮮人は「理屈ヲ並ベ立テ、調査ニ応セズ、出張員ト鮮人等口論ヲナシタ」ことがあり、この村は「元来排日鮮人ノ巣窟ニシテ、彼等支那ニ帰化シタル者ナリト陳述シ、兎角支那側ヲ担ギ、排日ノ目的ヲ達セントスル徒輩モアリ」のであった。大正2年9月13日附在頭道溝山崎分館主任発信在間島埠總領事代理宛報告要旨「小路巡查等鮮人ヨリ殴打セラレタル件」前掲『外務省警察史（19卷）』124頁

崔応南は「即時思ヒ浮バズ」、「不知」と答え、その後で「金仁弘」と名乗った。村民たちは中国の裁判所に送るべきだと叫びながら、更に殴打した。次に、ここに来た目的は何かと質問を受け、小路は朝鮮人の生活状況を調査するためだと答えた。今回の調査は商埠局の許可を得たかとの間に、小路は商埠地付近の百里以内の土地において、外国人の往来には旅券は不要であり、これは通商章程にすでに明記されていると回答した。なぜ拳銃を携帯しているかとの問には、護身用だと返事した。衆人は「汝等ハ馬賊ナリ發砲スペシ」と罵声を上げた。

一方、崔応南に対しては、「村内ノ老若男女ヲ呼ビ集メ、代ル代ル殴打セシメ、或ハ私立東一学校教師安某並ニ婦女子ヲシテ、唾液ヲ吐キ掛けシメ、其ノ凌辱タルヤ名状スベカラズ」のであった。村民は崔応南に給料を幾らもらっているかと詰問した。崔が一日30銭だと答えたところ、彼らは「日本人ノ雇人トナルハ、何カ他ニ考ヘアルベシトテ、乱打無数ニ及ビタル」のであった。

「訊問」が終ると、「謝罪状」を書けと命じられた。小路は、それを拒んだが、崔が殴られる「其ノ惨状ヲ見ルニ忍ヒズ彼等ヲ宥ムル一策トシテ」、その要求を受け入れ、「一字一句ヲ指示シ加之暴力ヲ以テ脅迫シ彼等ノ意思ノ保ニ」書かれたのである。その内容は以下のとおりである。

総領事代理商埠局長双方ノ許可ヲ得旅行シ来リタル処、通訳ノ言語不充分ナリショリ端ナクモ喧嘩トナリ、崔が石ヲ投ジ木片ニテ殴打シタルト、小路ハ拳銃ニ手ヲ掛けタルハ不都合ニ付謝罪ス。（二人の署名と指印）

その後、二人は村に連れ込まれ、村民姜瑞風の家の一室に監禁された。

李綱国は没収した手帳、拳銃、および「謝罪状」を携帯して、石佛寺駐在の中国側巡警分局に赴き事件を報告したが、分局は事件が「重大」という理由で受理せず、直接に局子街巡警総局に報告するように指示した。

翌日の夕方、監禁された小路と崔のところに、学生および中国人たちがやって来て、二人を「馬賊」と呼び、「嘲弄」「汚辱」を加えた。何人かの朝鮮人は二人に「間島協約」の内容、間島領事館の人数、領事館の職責、朝鮮内地の軍情、朝鮮の統治者の名称などを詰問し、さらに「我等ハ支那ト共ニ東洋ヲ一國ト為ス考ナリ、汝ハ巡査ナレバ殺スニ足ラズ、領事ナレバ既ニ命ナシ。近日領事館ヲ襲撃スペシト異口同音ニ語リテ去リタリ」のであった。

12日午後3時すぎ、観察使署から派遣された鄭巡官ら一行が村に入り、現場調査を行なった。その後、小路半三郎、崔応南は鄭巡官とともに帰還した。

（二）『高立垣調査報告書』による事件経過

頭道溝領事館分館は、雑居地朝鮮人の戸籍、学校、農業等の状況を調査するため、小路半三郎巡査と崔応南巡査補を一班にして、頭道溝付近の村落に派遣した。

10日、小路と崔応南は二道溝に辿り着いた。そのとき、二人は村端の路傍に李綱国、李彦太、崔洪九の三人が牛馬の販売の件で話し合っているところに遭遇した。崔応南は三人に近づき、村に学校の有無、学生数などを聞いたが、李綱国は「不知」と答えた。崔応南は「汝為此中屯人、何以不知学生数」と反問したことに、李は「汝自問学校教習可也」と反論したのである。そこで、「崔以李出詞強硬、拳手即打、李以無故殴人立即返拳相向。崔遂拾起大石一塊抛去、幸而未中」となり、二人は殴り合いになった。

現場にいた李彦太と崔洪九は、それを止めようと中に割り込んだ。その時、崔応南は小路に拳銃を出すべきと大声で叫んだ。それを聞き、小路は拳銃を取り出して構え、「方欲発弾，即被李綱国急向奪得」となり、五人は殴り合って、小路は頭部に三ヶ所の軽傷を負い、崔応南は腰部に二ヶ所の軽傷を負った。

ちょうどその時、ある獵人が銃を射ち、銃声は村中に響いた。村では日本人が銃を撃って村人一名を射殺したとの噂が広がった。それに応じて、村民約30人が現場に駆け付け、逃走中的小路と崔応南を「匪人」と見なし捕えて殴打した。

李綱国は小路二人に「汝等、竟係何処所派，到此作甚。」と、その所属とここに来た目的を訊問した。小路は頭道溝領事館分館から派遣されたものであり、戸籍、学校などを調査するために来たと答え、今回の出張はすでに商埠局の許可を得ていると回答した。李綱国は身元を確認するため、「執照」（身元証明書）を要求したが、小路は忘れて持っていないと返事した。李は「此係中華領土、汝等本無調査之権。而又如些行凶、實屬非是」と非難した。

その後、二人は村内に連行され、村民姜瑞風家の一室に監禁された。当日、李綱国は没収した拳銃などをもって、石佛寺巡警分局に行き、事件経過を報告したが、当局は受理しなかったため、局子街巡警総局に赴いたのである。

以上、『山崎報告書』と『高立垣調査報告書』によって事件経過をみてきたが、両報告書の記述内容には相違点がある。例えば、崔応南と李

(16)事件発生後、観察使署は事態拡大を憂慮し、最小限において解決するのを望んだ。これは、陶彬の「茲念両国交誼、特將手槍専送。貴館務命、厳重訓諭該巡查等、嗣後毋将再往各郷屯、非法行動」との照会から判

綱国は一体どっちが先に相手を殴ったか、また崔応南の身元に関する点である。

『山崎報告書』では、李綱国が先に崔応南を「平手」で二、三回殴ったと記述している。

初メヨリ鮮人ハ語氣荒ク喧嘩腰ノ句調ナリシヲ以テ崔ハ今少シ穩カニ話シ呉レヨト宥メタルニ彼ハ生意氣ナリトテ崔ノ顔面部ヲ平手ニテ二、三回殴リタル

しかし、『高立垣調査報告書』では、

崔以李出詞強硬拳手即打、李以無故殴人、立即返手相応。崔遂拾起大石一塊抛去、幸而未中。

と記述し、崔応南は李綱国の言葉が「強硬」だったから彼を殴り、それに対し李が打ち返したという。『山崎報告書』には、崔応南が李綱国を「殴打」した記述はない。

崔応南の身元に関して、『山崎報告書』では、崔は頭道溝領事館分館の「雇用」、「通訳」と記述しているが、『高立垣調査報告書』には「巡査補」と明記されている。

ところが、一体どっちが正しいかは、本文に限ってこれを究明することが至難である。というのは、両報告書は、いずれも中日が各自に調査を行なって作成したものであり、そして事件処理の交渉の際にも、双方の事件経過に対する共同調査のような交渉は行なわれなかった。理由は不明であるが、事態拡大を防止する、という配慮が働いたのではないかと考えられる。⁽¹⁶⁾

II. 中日交渉

10日午後、李綱国は没収した拳銃と「謝罪

明できる。そして、堺總領事代理が朝鮮人に対する裁判を「特ニ局子街審判庁ニ於テ之ヲ取扱フ」という主張も、朝鮮人の「反日感情」を配慮したものであった。

状」を携帯し局子街に赴いた。彼はまず金曜淵「雜居区域墾民会」総会長に事件を報告した。11日、金は李を連れ、陶彬觀察使に会い、事件の詳細を報告した。陶彬はさっそく巡警総局に現場調査を命じた。

12日午後3時過ぎ、鄭巡官らが二道溝に入った。7時ごろ、現場調査を終えた鄭巡官は小路半三郎、崔応南、そして事件当事者の崔洪九、李彦太を連行し、頭道溝巡警分局に戻り、小路と崔を帰館させた。崔洪九と李彦太は、「恐放出被日警暗捕」という理由で保護され、暫く巡警分局に留まることになった。

当夜、高立垣頭道溝商埠局分局长は、山崎誠一郎頭道溝領事館分館主任を訪ね、事件の顛末を報告すると共に、陶彬觀察使からの「茲念兩國交誼、特將手槍專送。貴館務命、嚴重訓諭該巡查等、嗣後毋將再往各鄉屯、非法行動」⁽¹⁷⁾との趣旨を伝えた。

13日、山崎は小路、崔から事件経過を聴取し、それを堺與三吉總領事代理に報告した。そのなかで、かれは本事件に関し、次のように述べている。

此僕看過セバ今後耶蘇教部落不可能ナルハ勿論延テハ鮮人ニ対スル我官憲ノ威信ニ関スル次第トナリ且ハ排日鮮人等ヲ培々增長セシムベキ惡結果相成様觀察ノミナラズ殴打ハ再三、四回ニ止ラズ専ラ侮辱的行為ヲ敢テシタル上ハ到底忍ビ難ク是非相当ノ処分ヲ加ヘ度何分共外務省ニ電報並ニ陶觀察使ニ交渉方可然御取計相成様致度⁽¹⁸⁾

14日、山崎は龍井村に赴き、事件処理に関し、

堺總領事代理と打合せを行なった。そこで、以下の5項要求案がまとめられた。⁽¹⁹⁾

- 第1項 加害者ヲ処罰スルコト
 - 第2項 我領事館ノ民情調査ニ服スペキコトヲ加害地域及其ノ他ノ部落ニ告示スルコト
 - 第3項 加害村落代表者ヲ分館ニ到ラシメ分館主任及被害者ニ謝罪セシムルコト
 - 第4項 該地ニ於ケル今回ノ調査ヲ完全ニ遂行セスムルコト
 - 第5項 奪取セル手帳ヲ還付セシムルコト
- そして、堺は山崎を交渉員に任じ、それに岩永覚重局子街分館主任を加えて、陶彬觀察使と直接に交渉するよう指示した。

15日、局子街での交渉は、日本側が提出した5項要求案を中心に展開した。陶彬は、この5条要求案中の第3項、第4項、第5項については、特に異論がなかったものの、第1項と第2項に対しては、反論を繰り広げた。その理由は、「第1項加害者ヲ処罰スルコト」(以下「処罰」と略称)は、朝鮮人たちの不満と暴動を引き起こす恐れがあり、また「第2項我領事館ノ民情調査ニ服スペキコトヲ加害地域及其ノ他ノ部落ニ告示スルコト」(以下「告示」と略称)は、中国の主権を侵害するものであって、彼としては承認し難い、ということであった。要するに、中国にとって「告示」は、日本側の警察権が雜居地に拡張し、間島協約で規定した雜居地における中国の主権が著しく侵害されることを意味するものであった。

こうして、交渉は難航し、16日の交渉は、さらに日本側の要求とは異なる方向に進められる

(17)中華民国2年9月12日觀察使陶彬より山崎誠一郎宛
(第44号) 延辺州檔案館史料『延吉墾民會報告頭道溝日領分館巡警殴打墾民李綱由(民国2年9月)』<延辺州檔案館所藏6-2-49>4頁。

(18)大正2年9月13日附在間島頭道溝山崎分館主任發信

間島堺總領事代理宛報告要旨「小路巡查等鮮人ヨリ殴打セラレタル件」前掲『外務省警察史(19卷)』124頁
(19)大正2年9月14日在間島總領事代理發牧野外務大臣宛電報要旨 前掲『外務省警察史(19卷)』124頁

結果となった。すなわち、「処罰」の一項は、「加害者処罰ハ暴動ノ虞アルニ付処罰スルコトナク嚴重ニ訓戒スルコト」、そして「告示」は、「領事館ノ調査ニ服スペキ旨ヲ告示スルコトハ困難ナルニ付単ニ遊歴者保護ノ告示ニ止メ致シ」⁽²⁰⁾と、大幅に変容したのである。

如何にしてこの難局を開け、所期の目的を達成するかが、日本側にとっては課題となつた。そこで、堺は方針を変更し、以下の二策を打ち出すのであった。

- 一. 加害者処罰ハ觀察使ノ責任ヲ以テ決行セシムルコト。
- 二. 告示ハ雑居地居住朝鮮人ニ対スル行政問題ニ触ルルコトヲ考へ居り到底承認シ得ザルベキニ付多少内容ヲ更メ告示セシムルコト⁽²¹⁾

要するに、「告示」の件に関しては、多少の譲歩が可能であるが、「処罰」はあくまでも断行すべきだ、ということであった。

そして、「処罰」の場所について、堺は、犯人所在の村落に近い頭道溝初級審判庁で処罰することは、当地朝鮮人の不満を引き起こす可能性があるから、「特ニ局子街審判庁ニ於テ之ヲ取扱フ」のが適当である、と主張した。⁽²²⁾ これと並行し、堺は次回の交渉から、交渉全権を山崎頭道溝分館主任から岩永局子街分館主任に移すという措置をとった。これは頭道溝から局子街まで、約70里の距離があるから、事務の便宜をはかるという側面があるが、頭道溝の雑居地朝鮮人の反日感情を配慮し、意識的に行なつたものとも考えられる。⁽²³⁾

(20)大正2年9月17日在間島堺総領事代理発牧野外務大臣宛電報要旨 前掲『外務省警察史(19卷)』128頁

(21)同上

(22)大正2年9月25日附在間島堺総領事代理発牧野外務大臣宛報告要旨「頭道溝分館巡查鮮人部落ニテ殴打セラレタル件」前掲『外務省警察史(19卷)』129頁

18日の交渉で、岩永は前記の趣旨を陶彬に伝え同意を求めた。これに対し、陶彬は、

1. 領事館より官吏または囑託員を雑居地に派遣する場合、間島地方官憲に通知する。
2. 小路と崔に対し、領事館は「相当ノ訓戒」を与えること。

との要求を提出し、もしこれが領事館側の承認を得るなら、彼も「処罰」の件に対して、多少の譲歩をなすと主張した。⁽²⁴⁾

こうして、双方は「処罰」と「告示」の二項を交換的に譲歩する形で、当日「善後案」⁽²⁵⁾を協定し合意に至つた。この「善後案」の内容は以下の通りである。

1. 地方民取締ノ為、遊歴者ヲ鄭重ニ取扱ヒ便宜ヲ与フベントノ趣旨ノ告示ヲ間島及琿春地方一般ニ掲示スルコト
2. 二道溝村民中、左ノ条項ニ該当スル首犯二、三名ヲ処罰シ、且同村村長ヲシテ村民ヲ代表シテ、頭道溝分館ニ至リ、主任ニ謝罪セシムルコト。
官吏凌辱 私濫逮捕監禁 殴打傷害
3. 二道溝村民ガ暴力ニ依リ作成セシメタル謝罪状及手帳ヲ還付スルコト
4. 一般ニ排日鮮人取締ヲ実行スルコト
5. 将来日本人ニ関スル事件発生ノ場合ニハ、直ニ最寄ノ領事館ニ通知スペキ旨一般ニ當該官憲ニ訓令スルコト

即ち、「告示」に関するかつての日本の「我領事館ノ民情調査ニ服スペキ」という趣旨を、「遊歴者ヲ鄭重ニ取扱ヒ便宜ヲ与フ」に変更し、そして「処罰」の件は、「官吏凌辱、私濫逮捕

(23)大正2年9月21日附在間島堺総領事代理発信陶彬觀察使宛照会 前掲『外務省警察史(19卷)』129頁

(24)前掲、同。前掲延辯州档案館史料『延吉墾民会報告頭道溝日領分館巡警殴打墾民李綱国由』11頁。

(25)前掲 大正2年9月21日附在間島堺総領事代理発信陶彬觀察使宛照会

監禁、殴打傷害」の3項に該当する二、三名に限定して処罰すると、さらに具体化されたのである。ここで、特に注目すべきなのは、第4項の「一般ニ排日鮮人取締ヲ実行スルコト」であって、これは間島における中日の共同取締に関する最初の合意条項である。

23日、陶彬は堺に照会を送付し、「貴代理総領事既無異議、応請從速処置為杜」⁽²⁶⁾と陳述し、小路半三郎、崔應南に対する領事館の「訓戒」の実行を督促した。一方では、「善後案」の規定の通り『吉林東南觀察使公署布告（第28号）』⁽²⁷⁾を公布した。この布告の内容をまとめると、以下のようになる。すなわち、外国の官民が各商埠地から百里以内の村屯に遊歴する場合は、執照（旅券）の有無に拘わらず、各村民は彼らに対し礼をもって接すべし。もし、外国人が村民に対し情理を越える行為をなした場合、村民は理をもって解説するか、または最寄の巡警局に報告して解決すべきである。各村民は決して自ら強力をもって対峙し、事件を引き起こしてはいけない、という内容である。

こうして、二道溝事件の交渉は一段落した。残ったのは「犯罪人」を如何に処罰するかという点であった。25日、堺は牧野外務大臣宛の報告の中で、

本件犯罪人ノ処罰及謝罪等ヲ完全ニ実行シ得バ、排日鮮人等の脳裏ニ少カラザル影響ヲ与ヘ、從来排日村落ニ於テ我調査ニ反抗シ、我々ハ支那ノ保護下ニ在リ日本ノ干渉ヲ受クル理ナシ。日本ハ吾々ニ対シ如何トモ為ス能ハズト嘲弄侮蔑シタルガ如キ態度

モ、将来多少警ムル所ヲ生ジ。支那ノ懷柔策上ニ多少損スル所アルト同時ニ、我支配権ヲ示ス上ニ於テ頗ル有利ナルベシト存ズ。と上申した。ところが、犯人の「処罰」が所期のとおり実行されるかどうかについて、かれは依然として「多少気遣ハルル所あり」と憂慮していたのである。⁽²⁸⁾

10月7日、牧野は事件の解決と今後取るべき方針について、堺あてに「本件ニ関シ、支那側ニ對スル交渉振リハ、大体適當ト認メラルルモ、暴行鮮人ノ処罰ニ關シテハ、之ヲ有名無実ニ終ラシメザル様、特ニ其ノ實行ヲ監視シ、觀察使ヲシテ処罰執行ノ結果ヲ確報セシムル等、必要ナル手段ヲ講ゼラレ度」⁽²⁹⁾と、訓達したのである。

III. 中国側の裁判

(一) 間島の司法制度と地方審判庁の判決

間島における近代的司法制度の形成は1906年を端緒とする。同年、清国政府は司法制度の改革を行ない、それにより各県に初級審判庁、直屬府に地方審判庁、省に高等審判庁、中央に大理院といった四級三審制度が設けられた。1909年にまた『法院組織法』などを颁布し、さらに1910年には『裁判所構成法』、『大清新刑律』などを公布した。これらにより、初級審判庁、地方審判庁、高等審判庁、大理院を設置し、四級三審終審制が成立した。初級審判庁と地方審判庁は一審を行ない、独任審判制であり、第二審からは合議制により審理・判決を行なってい

(26)前掲『延吉墾民会報告頭道溝日領分館巡警殴打墾民李綱国由』12頁

(27)同上 6頁

(28)大正2年9月25日附在間島堺總領事代理發信牧野外務大臣宛報告要旨「頭道溝分館巡查鮮人部落ニテ殴打

セラレタル件」前掲『外務省警察史(19卷)』128-129頁

(29)大正2年10月7日附牧野外務大臣発信在間島堺總領事代理宛訓達要旨「小路巡查排日鮮人ニ殴打監禁セラレタル件」前掲『外務省警察史(19卷)』131頁

た。⁽³⁰⁾ 大理院は、最高審理機関として、全国の刑事事件の上訴を審理し、原則的には書類により審理を行なうのであった。⁽³¹⁾ 1911年、辛亥革命が勃発し、清国の旧法制は廃止されるはずだったが、翌年の3月、袁世凱政府は、新しい法律を制定するまでは、かつての清国政府の諸法律（民国政府の国体に抵触するものを除いて）が依然として有効であると声明した。⁽³²⁾

間島では、間島協約の締結に伴って、地方政府は司法制度の整備に乗り出した。それにより、局子街に地方審判庁を設けるとともに、局子街、龍井村、和龍県、汪清県、頭道溝、琿春、六道溝7ヶ所に、それぞれに初級審判庁（区裁判所に相当）を設置した。⁽³³⁾ これは民国政府が成立した後も依然として存在しており、大改正が行われたのは1929年のことである。

1913年10月1日、高立垣頭道溝商埠局長は、鄭巡官らを二道溝に派遣し、李綱国と金正植二人を逮捕し頭道溝初級審判庁に引致した。二人を逮捕した理由は、まず李綱国⁽³⁴⁾ は、事件発生の当初から殴打・監禁に参加し、事件の主犯であること。そして、金正植⁽³⁵⁾ は小路、崔応南に対する取り調べの際に、「主任者」として

大いに活躍したこと、⁽³⁶⁾ であった。

2日前、李彦太は二道溝の代表として、頭道溝領事館分館に出頭し、山崎分館主任に謝罪を行なった。一方、李綱国と金正植は、当日午前11時頃、局子街地方検察庁に送検され、そこで審理・判決を受けることになった。⁽³⁷⁾

事件の審理は1ヶ月に及んだ。そこで、局子街地方検察庁は、金正植が直接に殴打に参加していないという理由で、不起訴処分にし、金を釈放した。一方、李綱国は地方審判庁に送致され、裁判を受けることになった。

11月4日、局子街地方審判庁は、本事件を刑事事件として、『中華民国暫行新刑律』⁽³⁸⁾（以下『新刑律』と略称）を適用し、李綱国に判決を言い渡した。その内容は、小路、崔応南を殴打したことは、「傷害罪」に該当し、『新刑律』第313条第3款「致輕微傷害者三等致五等有期徒刑」⁽³⁹⁾ の規定を適用する。また、事件発生後、李が自ら事件を報告したことは、同法律第51条「自首」に関する規定の「(前略) 犯罪未発覚、而自首於官受審判者、減本刑一等」⁽⁴⁰⁾ に該当するものであって、同規定を適用して減刑し、拘留20日、公権保留、⁽⁴¹⁾ ということであった。

(30)張晋藩『清朝法制史』<中国・中華書局、1998年>
730頁参照

(31)周密『中国刑法史』<中国・群衆出版社、1985年>
374-375頁参照

(32)邱遠猷、張希坡『中華民国開國法制史－辛亥革命法律制度研究』<中国・首都師範大学出版社、1997年>
634-639頁参照

(33)明治45年4月間島總領事館調査『龍井村一般』明治45年5月16日在間島總領事副領事速水一孔ヨリ内田外務大臣宛「龍井一般進達ノ件」<外務省記録、外交史料館所蔵>

(34)李綱国、38歳、農民、住所延吉県二道溝。かれは当村において声望が高く、平素村内における大小雑多の事項は、常に彼の主幹の下に協議・決定していたという。

①「吉林高等審判庁判決李綱国殴傷日本巡查崔太郎並私擅監禁一案判詞」前掲『延吉墾民会報告頭道溝日領

分館巡警殴打墾民李綱国由』39頁 ②大正2年10月2日附在頭道溝山崎分館主任発信在間島埠總領事代理宛報告要旨「二道溝暴行鮮人ノ处罚謝罪ノ件」前掲『外務省警察史(19卷)』133頁

(35)金正植、23歳、教諭、原籍韓国、現住所延吉県二道溝。「吉林地方審判庁刑事判決第21号」前掲『延吉墾民会報告頭道溝日領分館巡警殴打墾民李綱国由』60頁

(36)前掲 大正2年10月2日附在頭道溝山崎分館主任発信在間島埠總領事代理宛報告要旨「二道溝暴行鮮人ノ处罚謝罪ノ件」

(37)前掲『外務省警察史(19卷)』134頁

(38)これは、1910年12月清国政府が制定・公布した『大清新刑律』に多少の修正を加え、1912年民国政府の名義で発布したものである。2編、36章、411条で構成。

(39)岡田朝太郎『中華民国暫行新刑律』<国民大学・中華大学、1913年6月>60頁

(40)同上 12頁

以上の判決に対し、局子街地方検察庁は不服を示し、賴景煊検察官は李綱国に対する刑が軽いという理由で、12日吉林高等審判庁に控訴した。一方、金正植は、不起訴処分により第一審判決を受けていない、という理由で、吉林地方検察庁に移送され、吉林地方審判庁で裁判を受けることになった。

（二）吉林高等審判庁の第二審判決⁽⁴²⁾

1914年1月20日、吉林高等審判庁は間島地方審判庁の第一審判決を棄却し、李綱国に有期懲役14ヶ月（1年2ヶ月）、公権保留、という判決を言い渡した。

その理由は、『新刑律』第51条「自首」の規定は、「(略) 原為獎勵犯罪者悔過而設」であること。ところが、事件発生後、李綱国が石佛寺巡警分局、ひいては觀察使署に事件を報告したのは、「只以日人無礼挙動、欲觀察使与日人交渉、以治其罪、並未自白殴傷日人事(略)」であるから、「自首」に該当しない。したがって、間島地方審判庁が『新刑律』第51条の「自首」に関する条項を適用し、減刑したのは「錯誤」である、ということであった。

では、李綱国の罪をどう問うべきか。高等審判庁は、李綱国が犯した罪は『新刑律』に規定する「傷害罪」、「監禁罪」の二罪に該当するものと主張した。

まず「監禁罪」には、第344条「私擅逮捕或監禁人者處三等至五等有期徒刑」⁽⁴³⁾の規定を適用する。そして、小路と崔応南二人に対する監禁は「侵害二個法益」であるから、「俱發罪」

（数罪俱發）に該当し、第23条第3款「科多数之有期徒刑者於各刑合併之刑期以下其中最長之刑期以上定其刑期但不得逾20年」⁽⁴⁴⁾の規定を適用して、「各科其刑」をなすべきである。これによって、李綱国には、小路、崔を監禁した罪で各5ヶ月、合わせて10ヶ月の有期懲役に処すると主張した。次に「傷害罪」について、崔応南を殴打し「輕傷」をさせた罪は、第313条第3款の「致輕微傷害者三等至五等有期徒刑」⁽⁴⁵⁾に該当するもので、有期懲役8ヶ月に処する、とされた。

したがって、「監禁罪」、「傷害罪」二罪の懲役月数を合わせて、有期懲役18ヶ月（1年6ヶ月）に処すべきであるが、しかし、前記の「俱發罪」に関する第23条第3款の規定を適用し、さらに未決拘留月数を各2ヶ月、合わせて4ヶ月を控除して、有期懲役14ヶ月（1年2ヶ月）に処する、という結果であった。

一方、金正植は吉林地方検察庁を経て、21日吉林地方審判庁で判決を受けた。そこで彼は、村民を教唆し、小路と崔応南二人を「私濫・監禁」したということで、「監禁罪」に問われ、『新刑律』第344条を適用して、有期懲役四ヶ月、公権保留の判決が言い渡された。それに対し、金正植は控訴せず、刑の執行が認められた。

（三）大理院の第三審判決⁽⁴⁶⁾

李綱国に対する吉林高等審判庁第二審の判決は、間島地方審判庁第一審の判決を否定するものであった。李綱国はそれを不服とし、大理院に控訴した。こうして、本件は吉林高等検察庁、

（41）前掲「吉林高等審判庁判決李綱国殴傷日本巡查崔太郎並私擅監禁一案判詞」39頁

（42）同上。当節には「吉林高等審判庁判決李綱国殴傷日本巡查崔太郎並私擅監禁一案判詞」（前掲『延吉墾民会報告頭道溝日領分館巡警殴打墾民李綱国由』39-42頁）から引用

（43）前掲『中華民国暫行新刑律』66頁

（44）同上 6-7頁

（45）同上 60頁

（46）この節には、「大理院刑事判決（3年上字第144号）」（前掲『延吉墾民会頭道溝日領分館巡警殴打墾民李綱国由』63-66頁）から引用。

総検察庁をへて、大理院に送付された。

その「不服」の理由は、以下のとおりである。

①「監禁罪」監禁は村人による所為であり、監禁事実が発生する前に、自分はすでに村を離去し（報告のため）、「実未同謀」である。これについて同村の金正植は「願任其責」であること。

②「傷害罪」崔応南に対する傷害は自分一人の所為ではなく、衆人の殴打によるものである。このことについては、第一審、第二審で、すでに「業経迭次查明」であること。鄧鎔弁護人は、さらに二点の理由を加えた。

即ち、

①第一審で、すでに、崔応南が先に李綱国を殴打し、それに対して李が「還殴致彼」であったことが判明している。したがって、李綱国の「殴打」は、「正当防衛」と見なすべきだ。しかも、日本官憲には、中国領内において、学校、戸籍などを調査する権利がないにもかかわらず、（例え頭道溝商埠地巡警支局の許可を得たものとしても）彼らは制服を着用しないばかりか、「執照」（身元証明書）も持っておらず、「又恃強先行逞凶」ということが、「其為不正当之侵害無疑」である。したがって、「傷害罪」は成立しない。

②拳銃を携帯したことは、「本有匪徒嫌疑」であり、それが主因となって、李綱国などが小路と崔応南を逮捕して拘置した。事件発生後、李綱国は頭道溝巡警支局に報告したが、当巡警支局は「事件重大」という理由で、事件を受理しなった。そのため、李は仕方なく延吉（局子街）の觀察使署に行き報告したのである。だから、「監禁罪」は成立しない、という内容であった。

李の控訴に対し、大理院は書類による審理を行ない、6月13日李綱国に判決を言い渡した。その中で、大理院は李綱国、鄧鎔弁護人の「不服理由」について、以下のように弁駁している。

①「正当防衛」

原審認定事実、並無違法。正当防衛以對於現在不正当之侵害為条件。崔太郎之殴、上告人固為不当侵害。但上告人回殴則因過去之侵害所激動而為報復，自不得以正当防衛論。

要するに、「正当防衛」というのは、現在に発生する不正当侵害を前提として存在するものである。ところが、李綱国が打ち返したのは、過去に発生した不正当侵害に対し、激怒して、報復の目的で行われたので、「正当防衛」は成立しない。

②「監禁罪」

查閱訴訟記録、私擅監禁、雖不能謂係上告人一人所為、而該上告人當時在場、事後方赴東南觀察使署報告。尚何得諉係村人金正植等所為、与己無干。崔太郎（崔応南一筆者）等縦形可疑、自應報告官憲憑其処置、何得私擅監禁。況著常服之人携帶手槍、又何得即目為匪。其私擅監禁罪、當然成立。

要するに、監禁は李綱国一人の所為ではないともいえるが、事件発生当時、李は事件現場におり、かれの報告は監禁事件の発生後のことである。にもかかわらず、監禁は金正植の所為であり、自分とは関係ないと、責任を擦り付けることができるか。また、崔応南らの行動に疑心をもったとしても、まず官憲に報告して処置すべきであり、勝手に監禁してはならない。しかも、制服を着用せず、拳銃を持っていたからと言って、「馬賊」であると判断することができるはずがない。したがって、「監禁罪」が成立

する、ということであった。こうして、大理院は第二審の判決を正当と主張し、李綱国の上訴を棄却したのである。

おわりに

「二道溝事件」は、当時の間島における朝鮮人の政治的志向を反映したものである。この事件を中国側からみれば、まず領事館の雑居地での「調査」は、中国の主権を侵害する行為であり、日本の管轄権が雑居地へ拡張することを意味した。それに対する二道溝の朝鮮人の行動は、まさにこの侵害に対する自発的な抵抗でもあった。一方、日本側にとって、これは明らかに排他的事件であり、雑居地朝鮮人の「離背」傾向が一層強まっていることを意味するものであった。

これは、事件処理における中日の政策実行の過程で明らかになっているが、陶彬は領事館側が提出した「5項要求案」の第1項「処罰」と第2項「告示」二項の要求を、中国の主権を侵害するものと認識し反論を繰り返した。それに對し、領事館はあくまでも排日朝鮮人を処罰し、雑居地へ管轄権を拡張しようとしており、二項は中日の対立の焦点となっていた。

しかし、このような中日の対立は、結局、中日双方が「処罰」と「告示」の二項を交叉的に承認する形で事件解決に合意するが、中国が主張を一転させた根底には、当時の間島・満洲における中日対立の現状に対する危機認識が潜在していた。

1913年、総領事館が日本側（朝鮮人を含む）の「被害事件」として統計した事例によると、1909年11月から1913年11月にかけて、間島では強盗、暴行、殺人など34件が発生した。そのうち、中日の軍警間の衝突事件は5件（雑居地で

1件、商埠地で4件）、中国側軍警による一般日本人、朝鮮人に對する「不法事件」が5件（雑居地で4件、商埠地で1件）であり、雑居地朝鮮人の領事館警察官に対する「暴行事件」としては、「二道溝事件」ただ1件であって、事件の特異性を端的に示している。⁽⁴⁷⁾ また、満洲では、1913年3月から1914年8月までに、中日間の紛争事件が29件にのぼっている。⁽⁴⁸⁾ そのなかでも特に、1913年8月鄭家屯附近で発生した中日軍警の衝突事件は、日本が軍隊の駐屯、首謀者の処罰など、中国側に軍事的、外交的圧力をかけることによって、両国間の重大な外交問題に発展し、⁽⁴⁹⁾ 中日の対立はさらに激化する一方であった。

こういったことから、中国にとって、如何に日本の管轄権拡張の意向を抑制し、中日の対立関係をさらに悪化させず、「二道溝事件」を円満に解決するかが重要な課題でもあった。

「二道溝事件」発生後の1913年10月、北京政府は陶彬觀察使あてに「條約善後」という内訓を発した。⁽⁵⁰⁾ この内訓は6項目で成り立っているが、その第1項では、

雑居区域内ノ事件ニ關スル日本官吏ノ聴審ハ、特ニ一席ヲ設ケ傍ニ在テ聴審セシムルノミニテ、訊問ヲ為スガ如キコトアルベカラズ。人命重案以外ノ普通案件ハ、日本官吏が法廷ニ至リテ、聴審スルト否トハ其ノ随意ニシテ、直ニ派員覆審ヲ要求スルガ如キコトアルヲ得ズ。又豫メ裁判ヲ通知スル必要ナシ。上海ニ於ケル会審及他處ニ於ケル観審等トハ異ナルモノナリ。⁽⁵¹⁾

と規定し、雑居地における日本側の「立会権」、「覆審権」を抑制しつつ、内政を一層強化するという姿勢を取った。そして、第5項では、

商埠内ノ警察ハ我ニ於テ自弁スペキモノ／

トス。但シ日本領事館ニモ巡警ヲ置クベキモ、其ノ数ハ一、二名ニ過ぎズ、又地方ノ行政ニ干渉スルヲ得ザルコト（略）。
とし、警察権を商埠地内に限定し、主権に対する侵害を阻止しようとしたのである。

一方、12月31日、外交部吉林交渉署は、吉林高等検察庁、高等審判庁あてに公文を発し、第二審ないし判決について、次のように指摘している。

（略）司法者不諳交渉情形、遽爾定判、致招外人反抗。若不以提起上訴、為之転圜難免主権喪失。（中略）將全卷函送高

等審（判庁）檢（察庁）、請其察奪案情慎重改判⁽⁵²⁾。

すなわち、中日対立の現状に照らさず輕率に判決をくだす場合、日本側の抗議を招くことを避けられない。そして、第一審の判決に対し、もしこれを高等検察庁に上訴しない場合は、（日本側の反発により）主権を喪失する可能性もあるから、吉林高等検察庁、高等審判庁にして、事件を慎重に審理し、改めて判決を為すべきである、ということであった。

要するに、中国は対内には政策を強化しつつ、日本側の管轄権拡大を最大限に抑制し、対外関

▽ (47)

「雑居地」・「商埠地」における各種事件統計

（単位：件）

加害者 被害者	朝鮮人 (強盗・暴行・殺人)		中国側 巡警・巡防兵・官吏		中国人 (強盗・暴行・殺人)		そのほか (馬賊・加害者不明)		総計
	雑居地	商埠地	雑居地	商埠地	雑居地	商埠地	雑居地	商埠地	
朝鮮人 (一般人)	5		1		10	1	1		18
日本人 (一般人)		1	3	1	3	1	1		10
領事館警察 ・雇用	(※) 1		1	4					6
計	6	1	5	5	13	2	2		34

（※）は、「二道溝事件」を指す。

一大正2年11月29日附在間島埠總領事代理發信牧野外務大臣宛報告要旨「強盜犯其ノ他被害事件ノ件」、前掲『外務省警察史(19卷)』第136-142頁により作成。

(48)『日本外交文書』<大正3年第2冊>200-202頁

(49)同上 189-206頁

(50)大正2年10月24日附在間島埠總領事代理發信牧野外務大臣宛請訓「間島協約ニ附帯シ支那政府が觀察使ニ与ヘタル訓令ニ關スル件」前掲『外務省警察史(19卷)』第46-47頁

(51)1909年10月、清國間島地方政府は、『日員聽審章程』（日本側は『日本領事官員聽審ニ關スル規定』と呼ぶ）を制定した。これは、「間島協約」第4条の規定に基づき、日本側が獲得した「立会権」・「覆審権」に対して制定したもので、14項で構成されている。その中で、清國は領事館館員の出廷は、「重案」そして「公判」のみに限っており、出廷の人数は一人で、訊問権がなく、また「覆審」要求の提出には、まず現行律、事例

章程および成案を提出するなど、雑居地清國裁判所における領事館官員の権限を最大に抑制しようとした。これに対し、永滝總領事は内容修正の交渉を間島地方政府に申し入れるが、清は主権に係わる問題であるとし、それを拒否するのであった。その後、清國が崩壊したため、実行には至らなかった。「二道溝事件」が発生すると、民國政府は本章程の個条をまとめて、この「條約善後」に取り入れたのである。

—明治42年11月20日在間島總領事永滝久吉ヨリ外務大臣伯爵小村寿太郎宛（機密第4号）「開埠地章程其他諸規則案辺務督弁ヨリ送付ノ件」外務省記録『間島開放地諸規則協定交渉一件』外交史料館所蔵3-1-1-47

(52)「梅仙先生台鑿京接」前掲『延吉墾民会頭道溝日領分館巡警殴打墾民李綱国由』34頁

「二道溝事件」

係上においては、日本を刺激せず、慎重に「二道溝事件」を解決する、という戦略を立てたのである。

事件処理における日本側の主張は、あくまでも排日朝鮮人を処罰し、それにより、朝鮮人に對する中国側の「懷柔策」に打撃を与えると同時に、雑居地において支配権の存在を強く示すという、いわば一石二鳥を追求したのである。これは、間島が朝鮮独立運動の根拠地になりつつあったが故に、朝鮮統治の利害関係上で、間島朝鮮人に対する管轄・取締りが要求されたか

らであり、また満洲における既得権の確保・拡張のためにも、間島を軸にし、朝鮮・間島・満洲の三者を統治権の延長線において、一括する必要があったからであろう。

1915年、いわば「南満洲及東部内蒙古に関する条約」が登場するや、日本は一方的に「間島協約」の「無効」を主張し、「雑居地」、「商埠地」とに關係なく、間島に居住するすべての朝鮮人が、日本の法権に服従すべきだと主張するとともに、間島に警察官を増員するなど、管轄権拡張に本格的に乗り出したのである。

